

高浜市省エネ設備更新支援補助金交付要綱

令和4年9月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化による売上高減少に加え、原油高による電気代、燃料代等の固定費の増加により厳しい経営状況が続いている事業者を支援することを目的に、従前の設備を省エネ設備へと更新する市内事業者に対して交付する高浜市省エネ設備更新支援補助金（以下「補助金」という。）について、高浜市補助金交付規則（昭和50年高浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する事業者をいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員（高浜市暴力団排除条例（平成24年高浜市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に該当する営業を行っていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表左欄の区分に応じ、同表右欄に定める内容の事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が市内の事業所で実施する事業であること。
- (2) 令和4年10月11日から令和5年2月20日までに実施及び支払をするものであること。
- (3) 別表に定める事業の実施に係る融資を受けている場合にあっては、当該融資について高浜市信用保証料補助金交付規則（平成3年高浜市規則第10号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) この補助金と同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる費用とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 導入する設備に係る設備費及び工事費
- (2) 従前の設備に係る撤去費及び処分費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の金額に5分の4を乗じて得た額とし、1補助対象者につき50万円を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の実施前に、高浜市省エネ設備更新支援補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の見積書
- (2) 補助対象事業により導入する設備の名称及び消費エネルギーが分かるもの
- (3) 更新前の設備が分かる写真

2 補助金の交付の申請(以下「交付申請」という。)の期間は、令和4年10月11日から同年11月10日までとする。

3 交付申請は、1補助対象者当たり1回を限度とする。

4 市長は、交付申請を先着順で受け付け、次条第2項に規定する交付決定通知書で通知する補助金交付決定額の総額が予算の上限に達したときは、交付申請の受付を終了する。

(交付の決定)

第7条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、高浜市省エネ設備更新支援補助金交付決定通知書(様式第2)により、不交付を決定したときは、高浜市省エネ設備更新支援補助金不交付決定通知書(様式第3)により当該交付申請をした者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、高浜市省エネ設備更新支援補助金交付決定変更申請書(様式第4)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、更新設備の種類の変更がなく、補助金申請額の変更を伴わない場合は、変更しようとする内容を口頭又は文書で市長に届け出ることにより足りるものとする。

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止が相当と認めるときは、これを承認し、その旨を高浜市省エネ設備更新支援補助金交付決定変更通知書(様式第5)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、高浜市省エネ設備更新支援補助金実績報告書(様式第6。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る支払を証する書類
- (2) 更新後の設備が分かる写真

2 実績報告書等の提出期限は、令和5年2月20日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。

ただし、補助金の額は、第7条第2項の規定による交付決定の金額を限度とする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、高浜市省エネ設備更新支援補助金交付額確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第2項の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、高浜市省エネ設備更新支援補助金交付請求書（様式第8。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 請求書の提出期限は、令和5年2月28日とする。
- 3 市長は、請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき。

（現地調査等）

第13条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、現地調査等を行うことができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

事業の区分	事業の内容
(1) LED照明設備への更新事業	従前の照明設備（LED照明を除く。）からLED照明設備へ更新する事業。
(2) その他省エネに資する設備への更新事業	前号の事業以外で、従前の設備から消費電力等の削減が見込める設備へ更新を行う事業。ただし、車両、電子計算機及び通信機器の更新を除く。